

# 岩手大学科目等履修生規則

平成16年4月1日 制定  
平成17年2月17日 最終改正

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則（以下「大学学則」という。）第75条第2項及び国立大学法人岩手大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第46条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

## (入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

## (入学資格)

第3条 科目等履修生の入学資格は、学部等において当該授業科目を履修する学力があると認められた者とする。

## (出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期間内に別に指定する関係書類に検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

## (選考)

第4条の2 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

## (入学許可)

第4条の3 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、所定の手続きをとるとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを経た者に対し、入学を許可する。

## (検定料、入学料及び授業料)

第5条 検定料、入学料及び授業料の額は、岩手大学における授業料その他の料金に関する規則に定める額とする。

2 授業料は、履修単位に応じて、4月及び10月にそれぞれ納付しなければならない。

## (履修期間)

第6条 科目等履修生の履修期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。

## (履修科目の追加)

第7条 前期に科目等履修生として入学した者が、引き続き、後期に新たな授業科目を履修することを希望するときは、所定の期日までに改めて所定の書類を学部長等に提出し、その許可を受けて、これを履修することができる。

2 前項により履修の許可を受けた場合には、検定料及び入学料を徴しない。

## (単位の授与)

第8条 履修した授業科目については、成績を審査し、合格した者に対して、所定の単位を与える。

(退学)

第9条 科目等履修生が退学しようとするときは、理由を付し、学部長等を経て、学長に願い出なければならない。

(履修許可の取消)

第10条 科目等履修生として不相当と認められたときは、教授会等の議を経て、学長は履修の許可を取り消すことができる。

(履修科目が複数の学部等にわたる場合の取扱い)

第11条 1人の科目等履修生の履修科目が複数の学部等にわたる場合は、履修科目の多い学部等(以下「主たる学部等」という。)の科目等履修生として取り扱い、他の学部等に関連する事項は、主たる学部等が関係学部長等と協議して処理するものとする。

(規定の準用)

第12条 科目等履修生については、この規則に定めるもののほか、大学学則及び大学院学則の規定を準用する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学部等において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年2月17日から施行する。